

兵庫県診療情報管理研究会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、兵庫県診療情報管理研究会（以下本会という）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は 姫路市仁豊野 650（姫路聖マリア病院）におく。

(目的)

第3条 本会は、診療情報管理士ならびに診療情報管理に携わる者が相互連携にて、兵庫県における地域に密着した内容の情報交換や学習をすることにより、診療情報管理等の能力を向上させ、この地域における診療情報管理分野を発展させることを目的とする。

(活動・支援)

第4条 本会は前条の目的にしたがい、次のような活動・支援を行う。

- (1) 診療情報管理業務及び関連する内容をテーマとした研究会等の開催
- (2) 診療情報管理業務及び関連する内容についての自己学習、研修の支援
- (3) 診療情報管理及び診療情報を用いた研究・研究支援・学術集会等での発表
- (4) ニュースペーパーやメーリングリスト、ソーシャルネットワークを用いた広報活動

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する次のいずれかの者のうち本会研究会等に参加し入会希望のあった者とする。

尚、申し出によって辞退することもできる。

- (1) 診療情報管理士
- (2) 病院業務に携わる者
- (3) この分野に関心のある者

(会員の権利)

第6条 本会の会員は以下の権利を有する。

- (1) ニュースペーパー「兵庫県診療情報管理研究会」の無料定期購読(年2回程度)
- (2) 研究会等の事前開催案内通知
- (3) 会員メーリングリストの利用
- (4) 会員専用ホームページ(研究会資料ダウンロード、活動報告ならびに会計報告資料等の閲覧)

(入会金及び年会費)

第7条 会員は、役員会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。ただし当面の間、入会金は無料とする。

- (1) 年会費は、2,000円とする。
- (2) 年会費は加入時、もしくは加入年度末日までに納入しなければならない。また翌年度以降の年会費については、年度末日までに納入するものとする。
- (3) 年会費の入金は1年間猶予とする。

(参加費)

第8条 研究会参加費については「会員」と「非会員」と区別し、別に定める。

(退会)

第9条 退会を希望する者は、事務局にその旨を通知しなければならない。

- 2 年会費を1年以上滞納した場合は自動的に資格を喪失する。
- 3 死亡または失踪、所属法人もしくは団体の解散の場合は会員資格を喪失する。
- 4 本会の名誉を著しく傷つけた者は、役員会の議決により除名することができる。ただし本号により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別ならびに定数)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 幹事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 若干名
- 2 幹事のうち1名を会長とし、1名以上2名以下の幹事を副会長とする。
 - 3 会長及び副会長は、役員会の互選とする。
 - 4 幹事は推薦(自他含む)の上、役員会において選任する。
 - 5 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問ならびに監事)

- 第11条 本会は顧問を置くことができ、顧問は本会会長を務めた者または学識経験者より、役員会において選任する。顧問は役員会の議決権を持たず、退任は本人の申し出によって、役員会承認後とする。
- 2 監事は、会計監査役とし議決権を持たない。

(職務)

- 第12条 会長は、本会を代表する。
- 2 会長は、本会の業務を総理する。
 - 3 副会長は、本会の業務に関して会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 4 役員は、役員会を構成し、この会則の定め及び役員会の議決に基づき、役割を分担し本会の業務を執行する。

(解任)

- 第13条 役員が次の各号に該当する場合は、役員会の議決によりこれを解任することができる。
- (1) 心身の故障の為、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第14条 役員は報酬を受けることができない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

- 第15条 本会の会議は、役員会の1種とする。

(役員会の構成)

- 第16条 役員会は、役員をもって構成する。
- 2 役員が必要と認める場合は、役員以外の者にオブザーバーとして出席を求めることができる。

(役員会の開催及び権能)

第17条 役員会は必要に応じ開催し、会則及び本会の運営に関する事項を協議・議決する。

- 2 役員会の議事については議事録を作成、保管する。
- 3 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の議決及び表決権等)

第18条 役員会は役員の過半数の出席をもって成立とし、議事は、役員会出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

- 2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した役員は、前条の適用については、役員会に出席したものとみなす。
- 4 役員会の議決について、特別の利害関係を有する役員は、その議事の議決に加わることができない。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第19条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金、年会費及び研究会参加費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 研究会等の活動における収入
- (5) その他の収入

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第21条 会計監査役として監事を若干名、会長より任命する。

- 2 監事は年に1度会計監査を行う。
- 3 監事の任期は2年とし、再任は妨げない。

(事業報告及び決算)

第22条 本会の事業報告書及び決算に関する書類等は、毎会計年度終了後、速やかに、会長が作成し、会計監査役の監査を受け、役員会で承認の上、会員に報告する。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

第6章 事務局

(事務局の設置及び運営)

第23条 事務局は、本会の運営に関する事務的な業務を行う。

第7章 雑則

(会則の変更)

第24条 会が会則を変更しようとするときは、役員会出席者の過半数による議決を経なければならない。

(雑則)

第25条 本会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

付 則

本会則は平成24年7月1日より施行する。

本会則は平成31年4月1日に改訂施行する。

本会則は令和2年11月13日に改訂施行する。